

世田谷区暴力団 排除活動推進条例

(平成25年4月1日施行)

暴力団は一般企業を装い、建設・不動産・金融等の業界へ進出して資金獲得のための経済活動を強めています。

平成23年10月に「東京都暴力団排除条例」が施行され、地域社会での暴力団排除の動きが広がるなか、世田谷区は、暴力団排除活動を推進するために必要な措置等を定め、安全で平穏な区民生活と事業活動の健全な発展に寄与するため、暴力団排除活動推進条例を制定しています。



暴力団排除活動の基本

交際しない

恐れしない

資金を提供しない

利用しない

暴力団 排除ステッカー

世田谷区暴力団排除活動推進条例をもとに、世田谷区と区内4警察署(世田谷・北沢・玉川・成城)と(公財)暴力団追放運動推進都民センターが協力し、暴力団排除宣言を行うこととしています。

暴力団等に関する困りごと相談

警視庁暴力ホットライン (24時間受付)

☎ 03-3580-2222

(公財)暴力団追放運動推進都民センター (平日 9時~17時)

☎ 0120-893-240

世田谷警察署
☎ 03-3418-0110

北沢警察署
☎ 03-3324-0110

玉川警察署
☎ 03-3705-0110

成城警察署
☎ 03-3482-0110

世田谷区暴力団排除活動推進条例についてのお問い合わせ

世田谷区危機管理部地域生活安全課

☎ 03-5432-2267 (平日 8時30分~17時)



世田谷区
暴力団排除宣言

世田谷警察署・北沢警察署・玉川警察署・成城警察署

(公財)暴力団追放運動推進都民センター

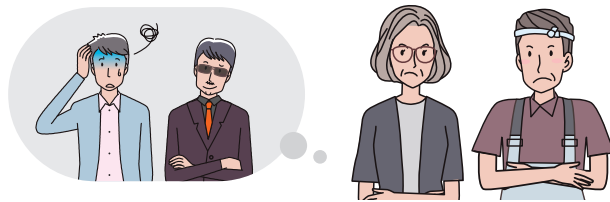
世田谷区暴力団排除活動推進条例の概要

区の役割



区は、区民や事業者の協力を得るとともに、警察等の関係機関と連携して暴力団排除活動に関する施策を推進します。

区民等の役割



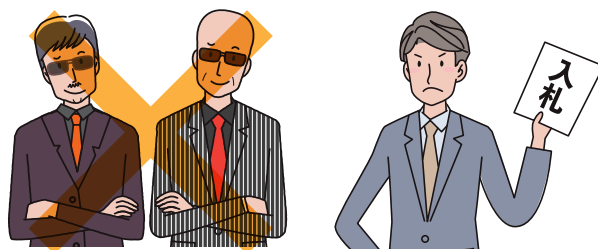
- ・暴力団の資金集めなどの情報を知った場合は、区や警察へ情報提供するように努めます。
- ・区が推進する暴力団排除活動に関する施策へ協力するよう努めます。

行政対象暴力に対する措置



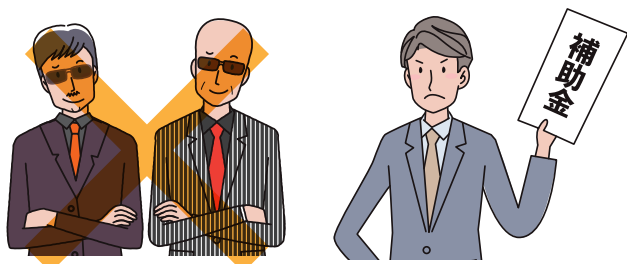
区職員に対する暴力団による不当な要求を防止し、公務の適正で円滑な執行を確保するための必要な措置をとります。

契約に係る措置



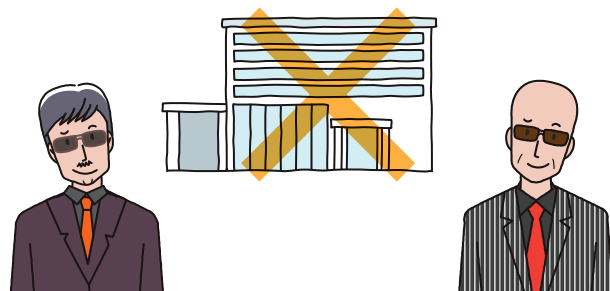
暴力団員や暴力団関係者を区の契約の入札に参加させないなどの措置をとります。

補助金の交付等における措置



暴力団の組織としての利益になる恐れのあるときは、区の補助金などは交付しません。

公の施設に係る措置



暴力団による資金集めや勢力誇示を目的とした区の施設利用は拒否します。

広報及び啓発



区は、区民や事業者が暴力団排除活動の重要性について理解を深め、暴力団排除活動へ協力する気運が高まるよう、警察等の関係機関と連携して、広報や啓発活動を行います。

区民等に対する支援及び安全確保のための措置



- ・区は、区民や事業者が暴力団排除活動に取り組むときは、警察等の関係機関と連携して助言や必要な支援を行います。
- ・暴力団や暴力団関係者の行為が区民や事業者の生活活動の妨げとなる場合や、危害を及ぼすおそれがあるときは必要な措置をとるように警察へ要請します。